

川口市告示第 8 3 8 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、  
特定有害物質によって汚染されている区域（以下「形質変更時要届出区域」と  
いう。）を次のとおり指定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 形質変更時要届出区域

川口市並木三丁目 30 番 2 の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 3 1 条第 1 項  
の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン